

平成19年柴田町議会第1回定例会会議録(第1号)

出席議員(20名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
助 役	小 泉 清 一 君
総 務 課 長	平 間 春 雄 君
企 画 財 政 課 長	村 上 正 広 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	手 代 木 文 夫 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長 地 域 産 業 振 興 課 長 併	小 池 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 久 保 政 一 君
都 市 建 設 課 長	佐 藤 輝 夫 君

上下水道課長	佐藤松雄君
会計課長	薮千代君
槻木事務所長	平間信一君
財政再建対策監	加藤嘉昭君
介護保険専門監	加藤敏郎君
子育て支援専門監	松崎秀男君
産業活性化専門監	加藤善憲君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小林功君
生涯学習課長	笠松洋二君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男

議 事 日 程 (第1号)

平成19年3月2日(金曜日) 午前10時 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

議長報告

町政報告

報告第1 専決処分の報告について

(宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について)

報告第2 専決処分の報告について

(宮城県市町村自治振興センター規約の変更について)

報告第3 専決処分の報告について

(宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について)

報告第4 専決処分の報告について

(宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する
地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について)

報告第5 専決処分の報告について

(宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方
公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について)

第4 施政方針

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、平成19年柴田町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

また、今定例会中の広報用の写真撮影を随時行いますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番森 淑子さん、5番大坂三男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（伊藤一男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日から3月16日までの15日間、うち土曜、日曜及び3月13日、14日、15日を議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質8日間と意見が一致いたしました。よって、本定例会の会期は、本日から3月16日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までと決定いたしました。

なお、会期中の日程については、あらかじめお手元に配付いたしました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（伊藤一男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、報告にかえさせていただきます。

また、かねて工事を進めておりました議場の改修がごらんのようによくなりました。質問席の設置、モニター用のカメラ更新などがあります。今定例会から活用となりますので、報告いたします。

町政報告については、町長から通告がありましたので、町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 本日ここに平成19年度柴田町第1回定例会が開催されるに当たりまして、議会改革の一環に伴い、議場の雰囲気も大分変わりましたし、きょうは多くの町民の方も傍聴にいらっしゃっております。ありがとうございます。

緊張感と高揚感の中で議会に誠意に対応してまいりたいというふうに考えております。

さて、報告でございますが、平成19年成人式の挙行について申し上げます。

新たに成人となられた方々の社会人としてのスタートを祝福する成人式を去る1月7日、柴田町民体育館において開催いたしました。

当日は、前日からの雨により肌寒さを感じる天候の中、議員各位ほか多数のご来賓のご臨席をいただき、夢と希望に満ちあふれた新成人を祝う晴れやかな雰囲気に包まれました。

ことし成人となられたのは、昭和61年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男性367名と女性290名、合わせて657名でございました。

当日の出席者は、351名で、昨年とほぼ同じ53.4%の出席率でありました。

式典は、新成人の参加態度がすばらしく、粛々とした雰囲気の中で進行し、新成人代表者2名により力強い「20歳のメッセージ」の発表や町の合唱サークルの皆様による混声合唱団、船岡児童クラブのよさこい踊り、新成人になられた男女2名の団員も参加した奥州柴田一番太鼓の勇壮なアトラクションが行われ、祝福ムードの中式典が終わりましたことを申し上げ、ご報告といたします。

○議長（伊藤一男君） これより議会運営基準に基づき質疑を許します。

質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

次に、関連がありますので、一括して報告第1から第5まで専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第 1 から報告第 5 までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村自治振興センター、宮城県市町村非常勤消防団補償報償組合の規約の変更と宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更についての内容であります。

報告第 1 から第 3 までについては、助役及び収入役制度の見直しと吏員制度の廃止並びに会計管理者の設置等、地方自治法の一部を改正する法律に伴うもので、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村自治振興センター、宮城県市町村非常勤消防団補償報償組合のそれぞれの規約を変更したものでございます。

報告第 4 及び第 5 は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会に係るもので、平成19年 2 月 8 日をもって宮城県後期高齢者医療広域連合に加入したことに伴い、規約を変更したものでございます。

以上 5 件について地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第 3 項の規定により専決処分したので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平間春雄君） それでは補足説明を申し上げます。

ただいま町長の報告理由で申し上げましたとおり、報告第 1 から第 3 までにつきましては、地方自治法の一部改正によるものでございます。

報告第 4 と報告第 5 は、宮城県後期高齢者医療広域連合が宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会に加入したことに伴う規約の一部変更でございます。

いずれも専決処分をしましたので、報告するものでございます。

それでは、報告書の 5 ページをお願いいたします。

まず、報告第 1 の関係でございます。

宮城県市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約。

第10条の見出し中「及び副組合長」を「、副組合長及び会計管理者」に改め、同条第 1 項中「及び副組合長」を「、副組合長及び会計管理者それぞれ」に改め、同条第 4 項中「指定する

吏員」を「補助機関である職員のうちから組合長の指定する職員」に改め、同条に次の1項を加える。

第6項 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから組合長が命ずる。

附則は、4月1日から施行するものとさせていただきます。

次に、11ページをお願いいたします。

報告第2の関係でございます。

宮城県市町村自治振興センター規約の一部を変更する規約。第8条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「管理者、副管理者及び収入役」を「管理者及び副管理者」に改め、同条第4項を次のように改める。

第4項 会計管理者は、構成市町村の会計管理者のうちから管理者が命ずる。

第9条中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

附則、平成19年4月1日から施行するものとさせていただきます。

次に、17ページをお願いいたします。

報告第3の関係でございます。

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の一部を変更する規約。

第11条の見出し及び同条第1項中「助役及び収入役」を「副組合長及び会計管理者」に、同条第3項中「助役及び収入役」を「副組合長」に改め、同条に次の1項を加える。

第4項 会計管理者は、組合市町村の会計管理者のうちから組合長が命ずる。

附則といたしまして、施行期日、第1項でございますが、平成19年4月1日から施行する。

第2項が経過措置でございますが、この規約の施行の際、現に助役である者は、4月1日に副組合長として選任されたものとみなすとするものとさせていただきます。

また、選任される変更前の選任された助役としての任期の関係でございますが、助役としての任期の在任期間と同一の期間とするものとするものとさせていただきます。

次に、23ページをお願いします。

報告第4の関係でございます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約。

別表第1中「加美郡保健医療福祉行政事務組合」の次に「・宮城県後期高齢者医療広域連合」を加える。

附則といたしまして、平成19年2月8日から施行するものとさせていただきます。

29ページをお願いいたします。

報告第5の関係でございます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約でございます。

別表第1中「加美郡保健医療福祉行政事務組合」の次に「・宮城県後期高齢者医療広域連合」を加える。

附則といたしまして、平成19年2月8日から施行する。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑ないようでありますので、報告第1から報告第5まで専決処分の報告を終結いたします。

日程第4 施政方針

○議長（伊藤一男君） 日程第4、施政方針に入ります。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） それでは、平成19年度の町政の施政方針を述べさせていただきたいというふうに思っております。

施政方針の時間は、大体35分ということでございます。時間に合わせてまいりたいというふうに思います。

本日ここに平成19年柴田町議会第1回定例会が開会され、平成19年度一般会計予算案を初め、関係諸議案をご審議いただくに当たり、平成19年度の町政運営の施策並びに予算編成についてご説明を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、日本を発展させた中央集権システムが行き詰まりを見せております。それを打開するために、国はこれまで介護保険や医療制度改革、障害者自立支援法の制定、地方分権改革、そして農業の構造改革等と、矢継ぎ早に実施をしてきました。

今回の構造改革は、明治維新、第二次世界大戦後に次ぐ大改革というふうに言われております。

その基本となる考え方は、官から民に軸足を移した小さな政府の実現であり、市場原理に基づいた効率性を優先した社会の実現であります。

この結果、日本の経済に明るさが見え始め、いざなぎ景気を超える経済成長をもたらすまでになりましたが、一方では、国民は経済的な勝ち組と負け組とに二極化し、生活困窮者の増加やいじめ、自殺者、フリーターやニートの増加等、社会不安が増大しております。

また、都市と地方との格差が広がり、地方自治体の財政は合併した、しないにかかわらず、危機的な状況に陥っております。

今まさに構造改革の副作用が高齢者やハンディを持つ弱い人たち、地方や地方自治体を直撃しております。

今後さらに経済がグローバル化し、技術革新が進む一方で、日本の人口が減り始めた経済社会環境の中で私たちはどのような社会像を描くべきなのか今問われております。

荒廃する教育現場やコミュニティの崩壊、治安の悪化、経済格差の拡大、市町村の財政危機といったひずみやゆがみを解決し、複雑多様化する住民ニーズに対応していくためには、こうした国が進める経済効率万能主義の流れを変えていかなければなりません。

国が何とかしてくれるという神話はもう崩れております。国や行政に依存した体質を残したままでは、同じ失敗を繰り返してしまいます。これからは、地方みずからが立ち上がり、大胆な改革を断行し、未来に向けて行動していくことが求められております。

私たちを勇気づけるように、時代の流れは、中央集権から地方分権へと進んでおります。世界の流れがグローバル化すればするほど、地域の個性が大事になってきます。

統合化が進むヨーロッパでは、地方自治憲章を制定し、自分たちでできることは自分たちで決めていく近接性の原則と、それができない場合は地方自治体が、さらに広域的な課題、国を越える場合は、国や県が、そしてEUがというように、補完性のもとに地方の自治を守ろうとしております。

我が国においても分権改革に基づく地方への権限移譲、市町村合併、三位一体改革が行われ、国から自立した団体自治の強化がなされました。

今後さらに責任と負担を自覚した住民が主体となって地域を経営していく住民自治の強化が求められておりますので、私としては時代の変化を先取りし、早目早目の対応をしていきたいというふうに思っております。

こうした流れの中で、いよいよ柴田町の財政再建への歩みが始まります。平成19年度は、財政再建に向けたスタートの年であり、自立に向けたテイクオフの年でございます。

今回の財政再建プランは、執行部、職員、議会、そして住民が危機感を共有し、一丸となつてまとめ上げた大変画期的な内容であり、多くの自治体関係者から高い評価を受けております。

見直しの対象になった47項目のうち30項目については、実践への道筋が明らかとなり、残りの17項目中、中・長期的な改革項目については、実施時期や実施方法など、目標を明確にしながらか、着実に実行してまいります。

何としても計画どおりに実践し、早期に財政再建への道筋を確かなものにしていきたいと思っております。

まさに平成19年度が柴田町が持続的な発展軌道にギアチェンジができるかどうかの正念場の年であります。柴田町は、これ以上底割れすることはございませんので、これからは坂の上の雲を目指し、全力で地域の力を結集し、多くの町民の先行きの不透明感や不安感を払拭していきたいと思っております。

柴田町を新たな発展軌道に乗せるためには、まず、これまでの横並び意識をなくすことから着手しなければなりません。

地域の活性化のためには、先進事例を安易にまねする横並びの発想ではない、地域独自の発想や工夫が必要でございます。柴田町にしかない歴史、文化、自然、農産物等の資源を活用して、知恵と工夫によって人を呼び込み、交流人口や定住人口をふやす柴田ブランド戦略を展開していきたいと思っております。

二つ目は、新たな公共サービスの担い手をふやすことでもあります。

これまでは行政が公共サービスをほとんど担ってまいりました。しかし、少子高齢化社会を迎えて、子育て支援やひとり暮らし老人に対する支援、健康づくりやごみ問題、地域の防犯対策等、行政ニーズは拡大するばかりであり、これをすべて行政で引き受けることはもはや困難になっております。行政が担い切れない公共サービスを住民活動やNPO団体等が受け持つことが求められております。役所の力だけではなくて、住民、NPO、企業等を巻き込み、住民協働型のまちづくりを進めていくことで地域の再生の扉が開かれるというふうに思います。

三つ目は、住民自治基本条例を制定し、自立の道筋を明確にすることでございます。

地域を再生するために、柴田町をどういう地域につくり変えていくのか、その目標を明確にしていかなければなりません。

住民の参加と協働を基本に据えたまちづくりの理念と住民参加のルールを明文化したのが住民自治基本条例でございます。条例づくりを進めるということは、みずから考え、みずから行動する住民をふやす全町的な人づくりでもあります。

条例の制定を機に、地域のコミュニティを核とした住民自治組織を育成し、自治が根づいたまちづくりを進めていきたいと思ひます。

地方分権時代を迎え、主権者である住民とその信託を受けた議会、首長との新たな関係を築くためにも住民参加と協働を目指す行政基本条例と開かれた議会を目指すために制定される議会基本条例は、地方自治体の標準装備になると思ひます。この二つの条例内容を結合した形で住民自治基本条例が制定できないか、議論を尽くしていきたいと思ひます。

この条例の制定は、柴田町の再生の発火装置になり得るものであり、ぜひ議会のご理解を得て、全国に先駆けて制定したいと考えております。

次に、平成19年度の予算編成についてですが、政府は、昨年12月に平成19年度の予算編成の基本方針を閣議決定し、「成長なくして財政再建なし」の理念のもと、財政の健全化に向け「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に沿って、歳入歳出一体改革に正面から取り組むことといたしました。

国民負担の最小化を第一の目標に、平成23年度に国・地方の基盤的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な「筋肉質の政府」を実現するため、これまでの財政健全化路線をさらに継続していくとしております。

そうした中で、平成19年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めても、なお平成18年度に引き続き大幅な財源不足が生ずる状況でございます。

現在地方財政の借入金残高は、平成19年度末に199兆円と見込まれ、今後その償還負担が高水準で続くことや社会保障関係費の自然増も見込まれることから、将来の財政運営がさらに圧迫されることが懸念されております。

こうした極めて厳しい地方財政の状況や国・地方を通ずる歳入歳出一体改革の影響を踏まえると、柴田町においても地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立を急がなければなりません。

財政再建プランはもとより、日々徹底した歳出の見直しによる効率化や事業の重点化を進めるとともに、歳入面でも自主財源の確保に向けて積極的に対策を講じ、健全な財政基盤の確立を目指してまいります。

次に、当初予算の概要について申し上げます。

歳入の根幹をなす町税において地方分権に基づく三位一体改革の一環として行われる所得税から個人住民税への税源移譲や定率減税の廃止により、町民税の大きな伸びが期待され、また、固定資産税の他の税目についても着実な伸びが期待されております。

一方、所得譲与税は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成18年度をもって廃止されることになりました。また、児童手当における制度拡充に伴う地方負担の増加については、地方特例交付金で措置することとされ、さらに、減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として、特別交付金が新たに平成21年度まで交付されることになりました。

地方交付税、臨時財政対策債については、地方財政計画等の指針に従い、抑制の方向で算定しております。

そのうち、地方交付税は、平成19年度より簡素な基準財政需要額の算定基準が導入され、人口規模や土地の利用形態等が反映されることになりました。

また、国は、支出金、補助金等についても見直す方向にあることから、今後も国を頼った財源確保は期待できませんので、自主財源の確保対策をさらに強化していかなければなりません。

平成19年度において町税等の収納率向上対策のため、「滞納整理システム」の導入による滞納処分の効率化、迅速化を図るとともに、「柴田町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例」に基づいた制限措置を講じながら、毅然とした滞納整理対策を強力に推進してまいります。

一方、今度は歳出でございますが、前年度予算額から原則として一般の行政経費の経常経費は5%減額することを基本に、人件費等の義務的経費や投資的経費についても厳しく抑制いたしました。

また、制度、施策の抜本的な見直しを行い、各分野にわたり歳出の抑制を図るなど、町民の皆様を初め、関係団体、また、職員等に相当の痛みをお願いする内容となっております。

具体的には、議員を初め特別職、職員、非常勤職員の給与及び報酬等の削減をお願いし、年間1億3,400万円の削減策を講じさせていただきました。本当に感謝したいというふうに思っております。

また、苦渋の選択ではございましたが、「さくらマラソン」や「菊の祭典」の休止、老人憩の家「羽山荘」、「羽山児童館」の廃止、加えて敬老祝金、柴田町観光協会、社会福祉協議会、商工会、シルバー人材センター等への補助金の見直しなど、各分野において聖域を設けることなく、報酬から負担金に至るすべての歳出項目について思い切った歳出削減策を講じたところでございます。

しかし、四つの特別会計の繰出金、一般会計からほかに繰り出すお金ですが、12億3,399万2,000円、平成19年度にピークを迎えるみやぎ県南中核病院の負担金、柴田町が払っているお金

ですけれども、4億6,315万4,000円、仙南地域広域行政事務組合負担金、これは消防とかごみでございますが、8億6,603万6,000円、17億6,600万円の借金です。公債費償還に加えて、年々大幅な増加となっている扶助費、これは乳幼児の医療費ですね。等々7億771万3,000円が足かせとなり、財政の硬直化をますます進むばかりでございます。

平成19年度においても収入と支出のギャップ、財源不足でございますが、大きく生じており、臨時財政対策債などの赤字の特例債の発行や財政調整基金、貯金などの補てんにより、何とか予算編成を行ったのが実情でございます。

基礎的財政収支を均衡させ、健全財政に戻すためには、今後とも大幅な歳出削減を講じる必要があり、歳入の努力と歳出の削減の両面での大胆な改革が求められるところでございます。

このように、厳しい財政状況ではありますが、柴田町の将来を見据えて、さらには、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、限りある財源の中で施策の優先順位を明確にし、子育て支援や健康づくりや安心安全の確保などの喫緊の課題や住民の身近な生活環境の改善、さらに、地域の活性化に向けて重点的、効率的に配分した予算編成に努めました。

以上、予算全般にわたり、その概要を申し上げます。

この結果、平成19年度の柴田町の当初予算規模は96億9,139万3,000円と、前年度の予算と比べまして1.6%の減となりました。

さらには、四つの特別会計の合計が96億3,054万5,000円、水道事業会計14億5,758万7,000円となり、一般会計、特別会計、水道事業会計の予算総額、柴田町の予算全部、それは207億7,952万5,000円、前年度対比で2%の増となりました。

それでは、平成19年度の重点的なプロジェクト、政策をお話しさせていただきます。

今回五つの重点プロジェクトを掲げました。今後数年間は、引き続き厳しい財政状況が続きますが、限られた財源の中においても早急に取り組まなければならない地域の課題に対してローカルマニフェストにも盛り込んだ五つの重点プロジェクトを展開し、新たな柴田町のステージを構築してまいります。

まず、1点でございますが、健康づくりプロジェクト。

生活環境の変化や高齢化の進展に伴って町民の疾病に占める生活習慣病の割合がふえてきております。生活習慣病は、多くの場合、食事や運動等の日常の生活習慣を見直すことによって、その発症や進行を未然に防ぐことが可能であると言われております。

そこで、昨年実施した基本健診の結果をもとに「糖尿病有病者や予備者」と「肥満や中性脂肪等の生活習慣有病者や予備者」を対象に早期介入と行動変容に導くための保健指導として

「三段腹解消作戦」を食生活と運動の両面から展開してまいります。

また、地域ぐるみの健康づくり活動としてハッスルクラブの育成やダンベル体操の支援も引き続き実施してまいります。

事業の推進に当たりましては、日本看護協会や仙台大学との共同連携により取り組んでまいります。

2番目は、ごみ減量作戦プロジェクトでございます。

年々ふえ続けるごみの減量化を実現するためには、行政だけでなく、町民、商店、企業等の協力が不可欠であります。今回町民、商店、企業等との協働による「もったいない運動町民会議」を立ち上げ、それぞれの立場でできるごみ減量化への取り組みを検討し、実践に移すことで、町民の環境問題への関心を高めてまいります。

特に、町民会議では、可燃ごみに多く混入している紙類の分別の徹底やレジ袋にかわるマイバッグの普及運動、町内会や子供会主体で実施している「集団資源回収事業」の拡大、環境保全、不法投棄対策の充実、環境フェアの継続実施などを通じて資源循環型社会の構築に努めてまいります。

きょう傍聴の皆様方にもこのマイバッグ運動よろしくお願ひしたいというふうに思います。

3番目、子育て支援プロジェクトでございます。

安心して子供を産み、育てることができる環境づくりのために、子育て支援センターにおいて在宅乳幼児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや保育所児との交流、相談などを通じて、子育て家庭に対する支援を行ってまいります。

また、4月に待望の船岡保育所がオープンいたしますので、待機児童の解消を図るとともに、午後7時までの延長保育と一時保育、特定保育を実施いたします。

3月18日内覧会を予定しておりますので、ぜひ皆さんご参加いただきたいというふうに思います。

放課後の児童を健全に育てるために東船岡小学校区に放課後児童クラブを新設するとともに、槻木放課後児童クラブでは長期休業期間、夏休み等と土曜日の延長保育、7時半から6時まで、これはモデル的にやってみたいというふうに思っております、ニーズ量の増加に合わせて受け入れ体制の強化を図り、受け入れ児童数の増員に努めてまいります。

4点目は、企業誘致プロジェクトでございます。

企業の誘致は、雇用機会の創出や所得の向上、地域産業の活性化、税収の増加、社会基盤整備の推進、地域経済の活性化等に大きな役割を果たしていることはもとより、企業や人が集ま

ることによってにぎわいが醸し出され、地域の活性化が図られます。強力に推進していく必要がございます。

企業誘致については、これまでも関係機関と情報交換、ホームページ掲載等によりPRを行っておりますが、今後はすぐれた立地条件を持つ北部丘陵のファクトリーパーク、これは葉坂地区の周辺でございますけれども、工場適地、これは槻木でございます。さらには、有効活用が進んでいない企業の未利用地への新たな企業の誘致を促進するため、エコファクトリー構想、これは環境産業の誘致ということになります。立ち上げるとともに、町独自の企業誘致優遇措置を整備し、企業が進出しやすい環境づくりに努めてまいります。

5点目は、美しい景観創造プロジェクトということで、快適な都市環境の整備や景観形成による美しいまちづくりは、観光資源としての価値を一層高めるものであることから、柴田町の美しい景観をさらに内外にアピールしていくために、白石川親水公園と船岡城址公園をレンギョウと紅梅で埋め尽くす花咲山構想を推進してまいります。

平成18年度においては、白石川堤防右岸や船岡城址公園での植栽活動や「樅ノ木周辺」の眺望、景観を修景するための立木の伐採を実施しておりますが、平成19年度においても四季を通じ、いろいろな花が楽しめる美しい空間を創造するために町民の方々と協働して白石川堤防右岸と船岡城址公園での植栽活動を展開してまいります。これは、3月24日、ぜひご参加いただきたいというふうに思います。

次に、主な施策をお話しいたします。

第1点目、安心して暮らせる社会の実現でございます。

ハンディのある人もない人も地域において安心して暮らせる社会の実現を目指して福祉サービスの充実や地域福祉の推進を図り、福祉施策の充実に努めてまいります。

まず、地域福祉の充実でございます。

地域福祉については、民生・児童委員や関係機関との連携を強化し、また、町社会福祉協議会との連携を密にしながら、地域福祉の充実と地域福祉活動を担うボランティアの育成・支援を図り、地域で支え合う福祉活動の促進に努めてまいります。

高齢者の介護サービスと生きがいの充実につきましては、高齢福祉・介護保険事業について平成17年度の介護保険制度の改正により、高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して生き生きと生活が送れるように、介護予防を重点に総合的な高齢者保健福祉の支援を図ってまいりました。

介護予防の一環として、高齢者の転倒による骨折予防の教室として「ころばぬ先の元気塾」

を、また、認知症予防のために簡単な読み書き計算やコミュニケーションなどを行う認知症予防教室として「お達者塾」、さらに、特定高齢者介護予防事業も引き続き実施してまいります。事業の推進に当たりましては、仙台大学との共同連携を図り、実施してまいります。

また、地域包括支援センターでは、公正・中立な立場から、総合相談支援、虐待の早期発見・防止、財産管理などの権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の機能を担う中核機関として包括的・継続的なサービスの充実を目指してまいります。

さらに、高齢者に対する生きがい対策事業や社会参加活動の機会づくりを促進し、元気な高齢者の生きがいづくりを支援してまいります。

今回柴田町老人憩の家「羽山荘」につきましては、平成18年度末に廃止することに決まりましたので、これまでの活動が継続して行えるよう激変緩和措置を講じてまいります。

障害者の自立と社会参加につきましては、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、身体、知的、精神の3障害共通のサービスが提供されることになりました。

法施行に伴う利用者負担の激変緩和措置として、仙南2市7町が共同歩調をとり、平成19年1月から平成21年3月サービス分まで軽減策を実施いたします。

障害者への理解と支え合う地域づくりを推進し、障害者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、サービスの充実や自立の支援を図り、社会参加を促進してまいります。

2点目は、安全で快適な環境づくりでございます。

安全なまちづくりについては、まず、地域の自主防災組織、消防団、婦人防火クラブなどが連携し、防災教室や防災訓練など、地域が一体となった活動ができる体制づくりに努めてまいります。

さらに、火災を未然に防止するため、消防署等の関係機関と連携を図りながら、予防消防の強化、婦人防火クラブ等の活動を強化して、一般家庭に対する火災発生予防の徹底などに努めてまいります。

災害発生の未然防止と災害発生時の被害を最小限に食いとめるために、柴田町地域防災計画の見直しを図りながら、防災施設等の整備を進めるとともに、引き続き国民保護法に基づく柴田町国民保護計画の策定に取り組みます。

また、地震等による被害を最小限に食いとめるためにも地震対策総合防災訓練を実施し、減災体制の確立や町民の防災意識の高揚を図ります。

次に、交通事故の発生件数は、ここ5年間は、年間200件前後を推移しております。さらなる交通事故の抑制を図るために、飲酒運転根絶や運転中における携帯電話の使用禁止等のルー

ルやマナーを明文化した交通安全条例のもとに大河原警察署や交通関係団体と連携して交通安全の啓蒙啓発活動を強化してまいります。

また、幼児や児童生徒については、交通事故の犠牲者とならないための交通安全教室の推進に努めてまいります。

高齢者については、「高齢者交通事故防止モデル地区」の指定を受けたことにより、地域ぐるみで交通安全の意識の高揚を推進してまいります。

地域での安全確保については、児童生徒が事件に巻き込まれないよう、「見守り隊」など、地域ぐるみで自主防犯ボランティア団体の組織化が進んでおります。今後さらに住民主体の防犯活動への取り組みを醸成しながら、警察署や防犯組織団体等と行政が協働し、日常生活の安全安心を確保するために巡回パトロールはもとより、各種の防犯活動に取り組んでまいります。

次は、上下水道の整備でございます。

上下水道の整備につきましては、まず、水道事業であります。水道事業の使命であります安全・安心・安定した良質な水道水の供給を図るため、水道施設の整備工事及び管理運営をなお一層充実させるとともに、公営企業経営の原則から常に経済性を重視し、サービスの向上や経費の節減に努め、さらなる経営努力をしてまいります。

公共下水道の汚水整備は、事業認可計画に基づき、船岡大住・山岸地区、船岡東・東原町・船岡七作・船岡新栄地区などの面整備を促進しながら、水洗化普及に向け、より一層の努力をしてまいります。

また、雨水整備は、浸水被害の解消に向け、柴田町と大河原町の両町で進めてまいりました「鷺沼排水区」の公共下水道事業計画を策定してまいります。

3点目は、コンパクトな都市基盤の整備でございます。

平成12年度から事業を実施してまいりました都市計画道路新栄通線は、4月1日の開通を目指し、急ピッチで改良並びに舗装工事を実施しております。

この路線が開通することによって、新栄地区の発展がより一層見込まれるとともに、白石川の渡河交通が柴田大橋、そして、さくら船岡大橋へよりスムーズに分散されると思われれます。

平成19年度は、引き続き新栄通線関連事業として、まちづくり交付金事業を活用し、新栄通線の植栽、誘導案内板の設置、さらに、地域住民から強く要望されてきた未整備となっている七作地区の道路並びに排水の改良に向けた測量設計を実施いたします。

この新栄通線、30億円のうち15億円は、皆さんから預かったお金でございます。ですから、4月1日、9時から手づくりのテープカットを行いますので、ぜひご参加をいただきたいとい

うふうに思います。

また、県が進めております主要地方道巨理村田線につきましては、現在海老穴地区で平成19年度の供用開始を目指し鋭意事業が実施されております。

次に、懸案となっております白幡橋の架け替えについては、平成19年度に周辺市町村とともに白幡橋架替整備促進期成同盟会を立ち上げ、早期実施に向け要望を行ってまいります。

現在、まちづくり交付金事業で進めている二本杉町営住宅建替事業につきましては、平成18年度全体計画の見直しを行っており、現在国・県と協議を行っているところでございます。

当面は、財政上無理のない事業スケジュールで事業を進めることを念頭に、計画を見直しており、平成19年度は、既存町営住宅2棟の解体と防火水槽の解体、新設並びに団地内幹線道路の新設改良工事を予定しております。

また、町道・河川・公園等の維持管理等につきましては、地域の皆様の一層のご協力を得ながら、良好な状況が保持できますよう、パトロールの強化に努めてまいります。

4点目、活力のある産業の振興でございます。

新たな農業の展開ということで、農業の振興につきましては、次のとおり各種施策を講じ、柴田町の農業の振興に努めてまいります。

稲作についてですが、昭和44年の緊急的な生産調整以来、行政が米の生産調整の中心的役割を担ってまいりました。

しかしながら、平成19年度からは、農業者、農業団体が主役となる需給調整システムとして新たな体制に移行する準備を整え、生産調整方針作成者である「JAみやぎ仙南」が生産数量目標を設定し、農業団体に対し生産数量目標並びに作付面積を配分することになりました。

要するに、役所から民間に生産調整が移っていくということでございます。

今後とも米を柴田町農業の基幹作物として振興し、「消費者・市場重視の需要に応じた米づくり」を基本に、「実需にこたえる土地利用型作物生産の本格化」や「地域の合意に基づく担い手の明確化」を進めるため、新たな市町村水田農業ビジョンを策定いたします。

このビジョンに基づき、特別栽培米、適期栽培などにより、「買っていただける米づくり」に取り組んでまいります。

さらに、平成19年産から導入される品目横断的経営安定対策に対応した担い手として、認定農業者や一定の条件を備える集落営農組織の育成を図り、関係団体と連携を図りながら推進してまいります。

野菜については、トレーサビリティを中心とした安全・安心な野菜づくりに努めてまいり

ます。

花卉については、基幹作物である輪菊、小菊などの土壌の連作障害の回避として土壌消毒に努め、品種の向上を図るとともに、鉢花などの生産拡大と振興を図ってまいります。

畜産については、家畜衛生・防疫に努め、家畜伝染病の予防と畜舎環境の改善等により、畜産経営の安定を図ってまいります。

農業生産基盤については、県営事業で行っている槻木地区のほ場整備事業が最終年度を迎えます。湛水防除事業につきましては、引き続き幹線排水路及び排水機場の早期完成を促進してまいります。

また、新たに平成19年度から始まる農地・水・環境保全向上対策に取り組む地区等に対し支援をいたします。

この事業は、国・県・市町村が平成19年度から5年間地域づくりの農地保全活動等に助成する制度で、農地や排水路等の整備を地域ぐるみで取り組み、共同活動や減農薬など、環境負荷の少ない営農に取り組む営農活動を支援してまいります。

消費者は、より安全で安心できる新鮮な食料品を求めています。食育の推進や地場産業の産地直売を通じて地産地消の推進を図るとともに、農産物や加工品、郷土料理等の地域資源に磨きをかけて「ブランド化」を図り、ITなどを活用しながら、新しい販路の開拓や商品開発など、農業及び農村地域の活性化をサポートしてまいります。

太陽の村につきましては、より一層の住民サービスの向上を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行っております。

今後とも都市と農村との交流拠点として、太陽の村における食材加工体験などにより、自然と触れ合える場の提供に努めてまいります。

林業の振興につきましては、林業病虫害防除、保全松林の伐倒駆除、林道の適切な維持管理等に努め、森林の保全と整備を図ってまいります。

また、森林のふれあいとレクリエーションの拠点として「町民いこいの森」を初めとする町有林の伐採や下刈りなどの維持管理に努め、森林資源の有効活用を図るとともに、多面的な機能が発揮できるよう、計画的な森林の施業を実施してまいります。

3点目は、新しい発展をリードする工業の振興についてでございます。

柴田町の主要産業である製造業は、地域経済を支える重要な産業として町政の発展に大きく寄与しております。

国内企業の海外進出が著しい状況ではありますが、これまで誘致してきた企業や地元企業が今

後も継続して企業活動がスムーズに行えるよう、支援と連携体制を強化してまいります。

また、仙南地域職業訓練センターを通じて、在職者や新規就労者のスキルアップを図り、実践的な人材の育成に努めてまいります。

4点目は、豊かな生活を彩る商業の振興でございます。

商店街の活性化については、これまでアメニティ事業による商店街の整備や各種イベントを実施しておりますが、活性化の決め手とはなっておりませんでした。

商店街やイベント等に来られたお客様がイベントを見るだけでなく、満足して買い物ができる魅力的な商店街や繁盛する個店をつくることを商店主みずから行おうとする動きが出てきております。

こうした意欲のある個店に対し、集中的・継続的に指導助言を行い、個店の確実な経営革新を促し、成功事例を創出してまいります。

さらに、その指導内容や実績等を商店街の事業者に公開して共有することで、全体に波及効果をもたらすことを目的とした繁盛店づくりモデル事業を実施し、商店街の活性化を図ってまいります。

5点目は、楽しみの多い観光地づくりということでございます。

宮城県の観光イメージの向上を図り、より多くの観光客の誘客を目的に、宮城県や仙台市、各市町村と観光関係者や各産業界とJRグループ6社が連携して、来年平成20年10月から12月まで実施される「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」に参加することにいたしました。

しばた桜まつり等、町内観光イベントの全国への発信、観光客の増加に伴う商店街の活性化や柴田ならではの魅力の創出に努めてまいります。

また、秋の風物詩として町が主催しておりました菊の祭典にかわりまして、柴田町菊の会が主体となって実施を予定しております菊花展、これを支援してまいります。

5点目、いきいきとした学習・スポーツ・文化の創造でございます。

まず、学校教育の充実ということでございます。

学校教育においては、「個人の尊厳と公共の精神」を基本理念に、意欲的でたくましい子供たちに育つよう、教育環境の充実に努めるとともに、地域に開かれた特色ある学校の創造と保護者に信頼される学校づくりを推進します。

その一環として、東船岡小学校に「学校運営協議会制度」を導入し、保護者や地域の方と一緒に双方向での信頼関係のもとに協働で、一緒に学校運営に当たるコミュニティ・スクールの

推進に努めてまいります。

また、学校の活動、地域の方々、組織でしっかりと支えてもらうために、槻木小学校区を対象とした「コラボスクール推進事業」に継続して取り組みます。

さらに、いじめや不登校のない学校づくりのため、教育委員会内に「相談電話・メールアドレス」を開設いたしました。同時に、「柴田町いじめ問題等対策委員会」を設置し、いじめの早期発見と相談体制の充実を図ってまいります。

今回ALT（外国人語学指導助手）による語学指導を再開し、国際理解教育を推進いたします。また、隔年度アメリカの、イチローがいるシアトルですね。国際交流チャレンジ事業を実施し、中学生を海外に派遣いたします。国際交流体験を通じて、異文化への理解を深めることとともに、グローバル化に対応できる能力を身につけてもらいたいと考えております。

2点目は、青少年の健全育成の支援でございます。

青少年の健全育成についてですが、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の中での交流や社会体験が少なくなってきたために、社会の規範を学ぶ機会が失われております。

改めて青少年が健全に育成していくためには、地域社会全体としての取り組みが不可欠でございます。

青少年にかかわる青少年育成推進指導員や推進員、子育てサポーターなどの各種機関や協議会、団体などの連携により、住民が進んで参加できる総合的な組織を新たに立ち上げます。「青少年のための柴田町民会議」を設立いたしまして、次代の子供たちの安全と健全な育成を図ってまいります。

次に、生涯学習への支援でございます。

生涯学習関係については、町民一人一人のライフステージに応じた学習機会を提供するため、町民の学習要求や地域の課題などを把握し、地域における学習事業の充実に努めてまいります。

各中学校区の核館である生涯学習センターは、それぞれの地区館と連携し、地域の自治活動が進展する地域づくりの拠点施設としての機能を強化しながら、住民主体による生涯学習活動組織の育成支援に努めてまいります。

次善の策としての要望が高いつなぎの図書館につきましては、生涯学習センター図書室など、既存施設を利用した上で、お金をかけないでさらなる図書館機能の整備、充実を目指して図書館設置の条例制定について調査を始めてまいります。

第4点目、スポーツ・レクリエーション活動の推進でございます。

スポーツの振興につきましては、スポーツ都市宣言の町として、柴田町生涯スポーツ振興計画に基づき、総合的なスポーツ振興策の推進に努めてまいります。

また、町の健康づくり施策に基づき、関係部署と連携し、町内に整備した「ウォーキングコース」を利用したウォーキングの実施や「宮城県仙南総合プール」を活用した教室の開催など、楽しく継続的な健康体力づくり事業の充実に努めてまいります。

6点目は、男女共同参画社会の実現でございます。

男性も女性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女平等の意識啓発活動と女性の活用のための各種講座を開催いたします。

また、男女が協力し、家庭生活の責任を担うという意識の醸成のため、特に男性の家事、育児、介護、看護への参加を促す啓発事業や出前講座の実施に努めてまいります。

さらに、平成19年度は、法務省からの委託を受け、人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対して正しい認識を深めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とした地域人権啓発活動活性化事業を展開してまいります。

なお、男女共同参画条例制定に向け、住民参加のもとに地域の特性や実情についての学習を深めてまいります。

結びでございます。

以上、極めて概括的ではありましたが、町政運営に関する所信並びにこれを実現していくための基本的な考え方と五つの重点プロジェクト及び主な施策について申し上げます。

地方自治体を取り巻く環境が今後ますます厳しくなっていく中で、自主・自立の自治体経営を進めていくためには、国に対する甘えの構造を断ち切って、住民と行政と議会の協働のまちづくりを基本とした住民主体の自治の実現を図っていくことが重要であると考えております。

今回町制施行50周年目の節目の年にふさわしく、これまで進めてきた住民を主体とした住民参画と協働によりまちづくりが高く評価され、全国町村会長から今回表彰を受けましたことは、これまでのまちづくりの方針に誤りがなかったと、改めて意を強くしているところでございます。

これまで以上に現在行政課題は山積みしておりますが、私を初め職員一同決意を新たに、柴田町の再生に向けて全力を傾注してまいりますので、議員各位並びに町民の皆さんにおかれましても各段のご支援とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきますというふうに思っております。

解説を加えた分、ちょっと時間がなくなりました。おわび申し上げます。

○議長（伊藤一男君） お諮りいたします。施政方針に対する質疑は、当初予算審議の際に総括質疑の中で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。

なお、総括質疑については、その要旨を3月8日正午まで議長に提出されるようお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、あす3日と4日は休会とし、5日、午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時09分 散 会
